

事 務 連 絡
令和6年10月1日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁観光産業課長

旅行業登録における基準資産額算定に係る「資本性借入金」の取扱いについて

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録（第6条の3第1項の有効期間の更新の登録及び第6条の4第1項の変更登録の場合を含む。）にあたっては、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第4条第1項に定めるところにより算定した基準資産額が、同規則第3条各号において定める額以上となるよう、財産的基礎を有することを要件としています。この点、基準資産額の算定については、基準資産表に計上された資産の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び営業保証金の額（申請者が保証社員等の場合は、納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に相当する金額を控除した額としています。

今般、旅行業登録における基準資産額の算定に当たっては、資本性借入金の価額を負債に計上しなくても差し支えないものとして取り扱うこととします。なお、資本性借入金は、金融機関において、残存期間が5年未満となった場合に、その残存期間に応じて資本とみなす部分を逡減させる取扱いとされており、旅行業登録における基準資産額の算定に当たっても、これに準じた取扱いをいたしますので、十分ご留意ください。

なお、旅行業関係団体については別添のとおり、周知依頼を行っておりますのでご了承ください。